拡 声 機 の 使 用 に よる 暴 騒 音 の 規 制 に 関 する条例

平成三年十二月二十日

宮

城県条例第三十五号

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例をここに公布する。

拡 声 . 機 の 使 用 による暴 騒 音 の 規 制 に 関 する条 例

(目的)

第 条 この条例は、 県 民 の日常生活を脅かすような拡声 . 機 の使用につい て必要な規制 を行うことにより、 地 域

(適用除外)

の平穏を保持

Ų

もって

公共の

福

祉

の

確

保に

資することを目的とする。

第二条 この条例 の規定は、 次に掲げる拡声機の使 用につい ては、 適 用 L な ιį

公職選挙 法 (昭和二十五年法律第百号) の定めるところに より 選 学運; 動又は 選挙 に おけ る政 治 活 の た

にする拡声機の使用

二 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

Ξ 災害、 事 故等 の 警 戒、 警備及び救 助 活動 の ためにする 拡 声 機 の 使 用

兀 電気、 ガ ス、 水道又は 電気通信 の事 業に 関 し 緊急の広報活動 の ためにする拡 機

の

使

用

五 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)に定める学校 専 修学 校及び各種学校 並 び に 児 童 福 祉 法 昭

祉施設

の行事を行うためにする拡声機

の

使

用

六 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用

和二十二年法律第百六十四号)に定める児童福

七 祭礼、運動会等地域の行事を行うためにする拡声機の使

用

用

八 前各号に掲げ るもののほ か、 公安委員会規則で定める拡声 機 の 使

へ 拡 声 . 機 の 使用 による 暴 騒 音 の 禁止)

第三条 る 測 定 地 何 点に 人 ŧ お しし 拡 て 声 測定 機 を Ū 使 たものとし 用 L て、 別 た 場 表 の 合に 上 欄 お に け 掲 る音量 げ る拡 が 声 八十 機 の 五デシベ 使 用 の X ル 分 を超える音 に 応 じ それぞれ (以下 同 表 暴 の 騒 下 音」 に ح 定

を生じさせ てはならな l١

拡 声 機 の 使 用 を要求する 者等の 声機 義 務

を 使用させるときは、 その 者 ここ の 条例 に 規定する事 項 を遵守させ なけ れば ならない

停 止命令等) 第四

· 条

何人も、

他

の

者に対

Ų

拡

の

使用を要求し、

若しくは依頼するとき、

又は自己

の

管理

に

係る拡

第 五 条 警察官は、 第三条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしている者があるときは、

そ

の 者 に . 対 し、 当該 違 反行為 の 停 止 を命ずることができる。

2 間 を 超 警察署長 え ない は 範 囲 前 内で 項 の 規 時 定に 間 を 定めて、 よる命令を受けた 拡 声機 の 者が 使 用 反復し を停止することその て 違反行為 をし 他 たと の 違 きは、 反行 為 そ を 防 の 止 者 するために に 対 Ų 四 時

拡 声 機 の同 . 時 使 用に 関 はする勧 告)

,置をとるべきことを命ずることができる。

措

第六条 Iが暴 騒音となっ 警察官は、 二人以上の ている場 合 に 者が同時にそれぞれ拡声 おい て、 それぞれ の 拡声 . 機を使用 機 を使 用 しており、 U てい る者が第三条 かつ、これ 5 の 規 の 定 拡 に 声 機により 違 反 し 7 生 ず る

どうか が 明 らか でないときは これらの者に対 Ų 当該暴騒 音 の 発生の 防 止のため に 必要な措置をとるべきこ

لح を 勧 告することがで **'きる**。

拡 声 機 の 使 用 を要求した者等に対 す る 勧 告)

第 七条 警察署長 は 違反行為をした者に対して当該 違 反行為に係る拡 声機 の 使 用 を要 求し、 若しくは依 頼 た

が あ るとき、 又は自己の管理に係 る拡 声機を違反行為に 使用させた者があるときは、 をとるべきことを勧告することができる。 これらの者に対 拡

声 . 機 を 使 用する 者 の 違 反行: 為 を 防 止 す る ため ات 必要な措 置

立 一入調 查

第八条 所 E 立ち入り、 警察官は、 拡 第 声 ,機その: 五条又は第六条の規定による権限を行使するため 他 必要 な 物 件 を 調 查 Ų 又は関 係 者に 質問 することが に必要な限度におい できる。 て、 拡 声 機 の あ る場

2 前 項 の 規定に より 立入調 查 をする警察官は、 その身分を示す証明書 を携帯し、 関 係者の請 求があっ たときは

こ れを提示し なけ 'n ば ならない。

3 第一 項 の 規定 に よる立 入調 查 の 権 限 は 犯 罪 捜 查 の た め に 認め 5 れ たもの ح 解 釈 7 は な

らな

11

(適 用 上 の注意)

第九条 この 条例 の 適用に当たっては、 表 現 の 自 由等憲法 に 保 障 され た 基 本 的 人 権 を 最 大 限 に 尊 重 Ų 玉 民 の 権

(委任)

利を不当に侵

害し

ないように留

意し

なけ

れ

ば

なら

な

ιį

第十条 この条例 に定めるも の の ほ か、 こ の 条例 の 施 行に 関 L 必要 な 事 項は、 公 安委員 会規則 で定め ર્વુ

罰 則)

第十一条 第五条第 項の規定による警察官の命令又は同条第二 項の規定による警察署長の命令に違 反し た者は

六月以下の懲役又は二十万円以下の罰 金に処する

2 虚 第 八 の 、条第一 答弁を 項 Ū た の規定による警察官の立入り若しくは調査 者は、 十万円以下の罰 金に処する。 ー を 拒 み 妨 げ、 若しくは忌避し、 又は 質 問 に対 して

附 則

こ の 条例 は 平 成四年二月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十三日条例第八号)

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

る拡声機の使用以外の使用権原に基づき使用する敷地内におけ	る拡声機の使用権原に基づき使用する敷地内におけ	拡声機の使用の区分
点 当該拡声機が	該拡声機から当該敷地の境	測
から十メートル	境界線の外	定
以 上	ル 以 上 離 、	地
離 れ た 地	れた地点	点

音量の大きさは、 騒音計の指示値の最大値によるものとする。

を用いて行うものとする。

音量の測定は、

計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条第一項各号に掲げる条件に適合した騒音計

この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路は

A 特性の

周波数補

正回路

備考

を用い、 動特性は速い動特性を用いるものとする。